

●がん対策

問 本県における死因別死亡の第1位はがんであり、死亡率の年次推移でもがんによる死亡が多くなっているが、がん対策の現状と今後の取り組みについて聞きたい。

答 たばこ対策等の生活習慣の改善による予防やがん検診の実施要領を見直すとともに、各種がん検診の実施要領を見直すなど検診の精度向上に取り組んでいる。今後は国が策定する「がん対策推進基本計画」を踏まえて、県の計画の策定を進めるとともに、がん対策の一層の充実を図っていく。

問 企業誘致の基本姿勢

答 企業誘致によって、税収が入るといいう実利的な損得よりも、世界遺産にも登録された恵まれた自然環境を守っていくことが大事だと思いが、誘致に対する基本姿勢は。

答 緑の雇用や企業の森、世界遺産等の事業だけでは、雇用の場が確保できないので、企業誘致をバランスを取りながら進め、中でも、自然、歴史を活かすことに重点を置いていく。

●企業誘致の基本姿勢

問 企業誘致の奨励金制度は、工場誘致に力点を置いている。設備投資や雇

問 梅産業振興について

答 中国からの輸入増、消費需要の低迷、単価の低下など梅産業を取り巻く情勢は大変厳しく、地域経済にも影響を及ぼしているが、現状をどのように把握しているのか。

問 観光客(つり客)について

答 和歌山の海はきれいで、魚影も濃い。そのうえ、高速道路の整備が進み、京阪神、特に大阪からのつり場として絶好の場所となった。つり客を観光客として、誘致活動をしてはどうか。

答 現在、県の観光ホームページで家族で楽しめるつり場や魚の種類、交通アクセスを紹介している。観光情報誌やパンフレットにも釣り情報を随時掲載しており、今後とも和歌山の海の魅力を積極的にPRしていく。



用規模は小さいが、本社機能を備えた企業に対しても奨励金制度等、積極的な誘致に取り組んでほしい。

答 県の有効求人倍率は、事務的部門が低いが、Uターン希望者は事務的部門の希望が多いというミスマッチがある。このことから、本社機能など事務的部門の誘致も進めていきたい。

●観光客(つり客)について

問 中国や他産地の影響、消費の嗜好や形態の変化などにより大きな転機を迎えている。本年産青梅は、近年にない低価格で大変厳しい状況である。海外輸出による販路開拓、伝統的な食文化としての情報発信、地産地消の促進などさまざまな取り組みが必要と考えている。

問 被覆、消波ブロックによる磯焼け対策

答 藻が生える被覆ブロックや溝付きの消波ブロック等の潜堤による藻場育成についての県の取り組みについて聞きたい。

答 今年度より「海の森づくりプロジェクトパイロット事業」として、防波堤等の整備を行う際に海藻の育成しやすいブロック等を設置し、その育成状況を3年間追跡調査し、藻場育成技術の検証を行っていく。

●スポーツ振興につながる国体

問 二巡目と和歌山国体を県のスポーツ振興に役立つものにしてもらいたいが、黒潮国体の反省や全国的な国体の見直しを踏まえ、どのように考えているか。

答 簡素化効率化という新しい国体運営の方向性を踏まえ「全国初の和歌山モデル」と位置づけ、近畿ブロックでの広域開催を含め、質の高い特色ある大会を目指す。また、「過性に終わらせることなく、国体後も見据え、スポーツ振興とスポーツ文化の形成に取り組んでいきたい。

問 歴史的街並みを生かした街づくり

答 湯浅町では、県下で初めてとなる国による重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて地元をあげて取り組んでいるが、街並み保存や整備・活用への県の支援について聞きたい。

答 この地域が選定され、世界遺産に続く和歌山の大きな観光の重要拠点として、発展することを望んでいる。県も協力していきたい。

●民間駐車監視員制度

問 現在までの状況や効果についての評価は、また、今後は和歌山市以外にも拡大していくのか。

答 今のところトラブルや苦情はなく順調に推移している。施行前と施行後について違法駐車台数を調査したところ、違法駐車台数の減少、走行に要する時間の短縮など良好な結果で、ドライバー等からも好評を得ており、効果は非常に大きい。制度の拡大については、本年度の成果をみて慎重に検討していく。



議決結果・意見書等

項目	件数	概要	結果
知事提出の予算案件	2件	・平成18年度和歌山県一般会計補正予算等	可決
// 条例案件	21件	・和歌山県証紙条例の一部を改正する条例等	
// その他案件	4件	・工事請負変更契約の締結について等	
// 人事案件	4件	・和歌山県人事委員会の委員の選任につき同意を求めるについて等	同意
知事専決処分報告	7件	・平成17年度和歌山県一般会計補正予算等	承認
請願	4件	・重症心身障害児者通園事業「ふくいくの園」の充実を求める請願等	採択 継続
	3件	・熊野高等学校への看護科移設についての請願等	
意見書	5件	・「出資の受入れ、預り金利及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書等	可決

県議会からのお知らせ

●県議会手話だよりについて

県議会では、主に聴覚障害者の方を対象に手話等による議会情報のテレビ放映を行っています。

●テレビ・ラジオの放送・インターネット中継

県議会では、本会議場での一般質問等の様子を当日の夜にテレビ・ラジオにより県民の皆さんにお知らせしています。また、6月から本会議の様子をインターネット中継しています。県議会ホームページ内の「議会インターネット中継」のアイコンをクリックしてください。

●虚礼廃止にご協力ください

県議会では「議員の政治姿勢と虚礼廃止に関する決議」や公職選挙法に基づき、虚礼を廃止した議員活動を行っています。具体的には次のような項目です。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- ・冠婚葬祭、慶事、見舞い及び各種行事等における寄付行為の禁止(本人が出席する結婚式の祝儀、香典等は除く)
- ・中元や歳暮の贈答はしない
- ・あいさつ状の禁止
- ・議員名、議員団名及び会派名による年賀・暑中見舞い等の各種広告の禁止
- ・お祝いおみやみやみ報等は出さない(親戚・友人は除く)

●議員の資産公開について

県議会議員の政治倫理の確立を目的に制定された資産公開条例に基づき、平成18年度の資産等補充報告書(平成17年度中の補充報告書)が平成18年7月3日から公開され、閲覧が実施されています。報告書の保存期限は5年間で、だれでも閲覧することができます。

●閲覧

月～金曜日 9:00～17:45まで県議会事務局総務課(祝日・年末年始除く)
詳しくは、県議会事務局総務課 ☎073-441-3560

●請願・陳情をするには

県民の皆さんの希望や意見を直接県政に反映させるために、請願書や陳情書を県議会に提出することができます。

●請願書を提出するには

1. 請願の要旨及び請願の理由
 2. 提出年月日
 3. 請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印のうえ、県議会議員の紹介署名(1名以上)を付して提出してください。
- 提出された請願は、所管の常任委員会審査のうえ、本会議で賛否を決め、採択されたものは、知事や関係機関に送付して、その処理の経過及び結果の報告を求めます。
- また、採択請願で国の施策を要望するものについては、国会・政府に意見書を提出することが例となっています。
- 陳情については、その写しを全議員に配布して、委員会審査等の参考にします。陳情の様式は、請願に準じたもので結構ですが、請願のように議員の紹介は必要ありません。詳しくは、県議会事務局議事課 ☎073-441-3570へ

●県議会(本会議)の傍聴は

県議会本会議は公開となっていますので、原則としてどなたでも傍聴できます。

県議会は、年4回(2月、6月、9月、12月)に開催される「定例会」と、必要がある場合、臨時に開催される「臨時会」があります。傍聴を希望される方は、開催日等をお確かめください。詳しくは、県議会事務局議事課 ☎073-441-3570へ

●編集部から

県議会の広報紙「和歌山県議会だより」特集号は、年1回発行しています。皆様のご意見・ご要望は、議会事務局調査課までお寄せください。
☎073-441-3580 FAX 073-441-3581
E-メール e2003001@pref.wakayama.lg.jp